達第　５　号

機構改正等に伴う税関長達の整備に関する達を次のように定める。

令和７年６月 26 日

横浜税関長　山崎　翼

機構改正等に伴う税関長達の整備に関する達

（事務分掌規則実施要綱の一部改正）

第１条　事務分掌規則実施要綱(平成 18 年達第 16 号)の一部を次のように改正する。

別紙１「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関通関関係専決規則の一部改正）

第２条　横浜税関通関関係専決規則（昭和 49 年達第６号）の一部を次のように改正する。

別紙２「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関海上コンテナ安全対策（ＣＳＩ）本部及び安全対策班設置規則の一部改正）

第３条　横浜税関海上コンテナ安全対策（ＣＳＩ）本部及び安全対策班設置規則（平成 15 年達第１号）の一部を次のように改正する。

別紙３「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関２０２７年国際園芸博覧会対策委員会設置規則の一部改正）

第４条　横浜税関２０２７年国際園芸博覧会対策委員会設置規則（令和６年達第３号）の一部を次のように改正する。

別紙４「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関情報公開事務取扱要領の一部改正）

第５条　横浜税関情報公開事務取扱要領（平成 13 年達第 16 号）の一部を次のように改正する。

別紙５「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準の一部改正）

第６条　横浜税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 13 年達第 17 号）の一部を次のように改正する。

別紙６「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準の一部改正）

第７条　横浜税関が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成 17 年達第 21 号）の一部を次のように改正する。

別紙７「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関災害対策要綱の一部改正）

第８条　横浜税関災害対策要綱（昭和 49 年達第１号）の一部を次のように改正する。

別紙８「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関資金前渡官吏事務取扱規則の一部改正）

第９条　横浜税関資金前渡官吏事務取扱規則（平成 12 年達第 10 号）の一部を次のように改正する。

別紙９「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関自動車運行管理要綱の一部改正）

第10条　横浜税関自動車運行管理要綱（昭和 39 年達第３号）の一部を次のように改正する。

別紙 10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関職員健康安全管理規則の一部改正）

第11条　横浜税関職員健康安全管理規則（昭和 56 年達第３号）の一部を次のように改正する。

別紙 11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（契約担当官等が締結する契約に係る監督職員及び検査職員の官職を指定する達の一部改正）

第12条　契約担当官等が締結する契約に係る監督職員及び検査職員の官職を指定する達（平成６年達第３号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関監視艇運航管理規則の一部改正）

第13条　横浜税関監視艇運航管理規則（平成 12 年達第４号）の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（国税収納官吏等の官職を指定する達の一部改正）

第14条　国税収納官吏等の官職を指定する達（昭和 54 年達第４号）の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関における情報取扱責任者の指定等に関する達の一部改正）

第15条　横浜税関における情報取扱責任者の指定等に関する達(平成 20 年達第５号)の一部を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（横浜税関改善提案規則の一部改正）

第16条　横浜税関改善提案規則（平成29年達第６号）の一部を次のように改正する。

別紙16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附　則

この達は、令和７年７月１日から施行する。

別紙６

新　旧　対　照　表

（下線部は改正部分）

改　　正　　後	改　　正　　前
○　横浜税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 13 年達第 17 号）	○　横浜税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 13 年達第 17 号）
別添１　法第５条に関する判断基準	別添１　法第５条に関する判断基準
１～４　（省　略）	１～４　（同　左）
５　法第５条第４号に関する判断基準	５　法第５条第４号に関する判断基準
四　（省　略）	四　（同　左）
一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 ⑴　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。	一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」 ⑴　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。 「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。
⑵　（省　略）	⑵　（同　左）
二　（省　略）	二　（同　左）

改　正　後	改　正　前
６・７　（省　略）	６・７　（同　左）
別添２・別添３　（省　略）	別添２・別添３　（同　左）
別表　会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の取扱い	別表　会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書の取扱い
１　会議等の開催に関する会計文書	１　会議等の開催に関する会計文書
（１）　該当する文書 横浜税関において日常的に開催されている会議等（①横浜税関の部内の会議、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等）の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類（実施伺い、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出負担行為即支出決定決議書、支払決議書、証拠書類（業者からの見積書、請求書、検査調書、契約書、請書、諸謝金支給調書、旅費請求書等）） （２）　（省　略）	（１）　該当する文書 財務省において日常的に開催されている会議等（①財務省の部内の会議、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等）の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類（実施伺い、支出負担行為決議書、支出決定決議書、支出負担行為即支出決定決議書、支払決議書、証拠書類（業者からの見積書、請求書、検査調書、契約書、請書、諸謝金支給調書、旅費請求書等）） （２）　（同　左）
２　職員の勤務状況に関する文書	２　職員の勤務状況に関する文書
（１）　該当する文書 出勤簿、旅行命令簿、休暇簿 なお、横浜税関において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。 （２）　（省　略）	（１）　該当する文書 出勤簿、旅行命令簿、休暇簿 なお、財務省において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。 （２）　（同　左）